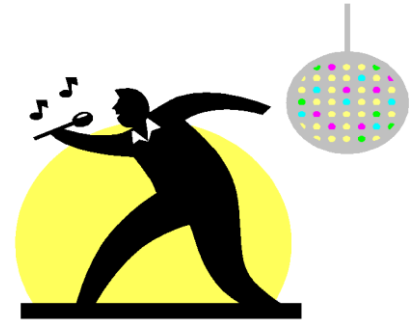


飲食店等を営業する皆さまへ

深夜営業騒音(カラオケなど)の苦情が増えています。
あなたのお店の音は近所迷惑になっていませんか？



お酒を飲みながら、皆で歌を歌うのは楽しいことです。しかし、住宅が近接しているところで、他の人が寝ている時間に音をまき散らすのは好ましくありません。

飲食店等の深夜営業に伴って発生する騒音については、千葉市環境保全条例で音響機器の使用制限および音量基準による規制がされています。

また、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」でも深夜の騒音が規制されています。事業者の方は、これら規制の内容をよく理解して、騒音防止に努めてください。

1 規制対象

- ①飲食店営業 ②喫茶店営業 ③カラオケ装置を用いる営業 ④ガソリンスタンド営業
⑤LPGスタンド営業 ⑥洗車場営業 ⑦駐車場営業 ⑧ボウリング場営業
⑨ゴルフ練習場営業 ⑩バッティング練習場営業 ⑪テニス場営業

注1) 上記の飲食店等のうち、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制されるものについては、同法施行条例(千葉県条例)に規定する騒音の数値が適用されます。

2 音響機器の使用制限

以下の区域及び時間帯では**音響機器の使用が禁止**されています。

ただし、防音対策等により音が営業を行う場所の外部に漏れない場合は、この限りではありません。

(1) 禁止区域

病院、診療所、特別養護老人ホームの敷地に面する場所及び第1・2種住居専用地域、第1・2種住居地域及び準住居地域での使用は禁止されています。

(2) 禁止時間帯

午後11時から翌日の午前6時まで

(3) 禁止音響機器

カラオケ装置、ステレオ、ジュークボックス、楽器、**拡声装置**、有線放送装置等

3 その他の騒音に対する音量規制基準

上記営業に伴い発生する騒音(客の出入りに伴う騒音を含む)は、敷地境界において次の音量基準を超えることで周辺の生活環境を損なっている場合、必要な規制が行われます。

時間 区域	午後7時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル

注2) 第1種区域とは、主に第1種及び第2種住居専用地域です。

第2種区域とは、主に住居地域及び市街化調整地域です。

第3種区域とは、主に近隣商業地域、商業地域及び準工業地域です。

第4種区域とは、主に工業地域及び工業専用地域です。